

○ 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和 年内閣府令第 号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前	
<p>（事故の確認を要しない場合） 第百十三条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 「一〇七 略」 八 和解が成立している場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合 「イ・ロ 略」 ハ ロの支払が事故（準用金融商品取引法第三十九条第三項に規定する事故をいう。以下この条及び第百十六条において同じ。）による損失の全部又は一部を補填するために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面又は電磁的記録が金融サービス仲介業者に交付され、又は提供されていること。 「九〇十一 略」 「二・三 略」</p>	<p>（事故の確認を要しない場合） 第百十三条 「同上」 「一〇七 同上」 八 「同上」 「イ・ロ 同上」 ハ ロの支払が事故（準用金融商品取引法第三十九条第三項に規定する事故をいう。以下この条及び第百十六条において同じ。）による損失の全部又は一部を補填するために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が金融サービス仲介業者に交付されていること。 「九〇十一 同上」 「二・三 同上」</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	